



編輯局報情

報週

號日七十月三

戰局と今後の決意
大東亞要員の鍊成方針
新制師範教育問答
日佛印經濟協定の調印
最近の米蔣關係

335號

昭和十一年十月十七日發行

五錢

週報は民翼賛の道しるべ

Table with columns for bond types (e.g., 2月抽籤貯蓄債券), serial numbers, and values. Includes a title '當籤番號表(共ノ五)'.

(本書の大きさは國定規格[A5]判)



露光量違いにより重複撮影

国民合唱 帆網は歌ふよ

前田敏之助作詞 久保田公平作曲

資料と楽しく M.M. ♩=118 mf(曲切れ良く)

1. ホ ナ ハ ク タ フ ヨ エー ホー エー マ ケ
2. ほ ズ ナ は う た ら ヨ エー ホー エー ム マ
3. ホ ズ ナ は う た ら ヨ エー ホー エー ム マ

mf mf

イ カ リ ヲ エー ホー エー ゴ シ ハ ヲ ナ コ ナ
あ ら り ヲ エー ホー エー ゴ シ ハ ヲ ナ コ ナ
ツ ツ ツ ツ ツ ツ ツ ツ ツ ツ ツ ツ ツ ツ ツ ツ ツ

dolce(のびのびと波のうねりのやうに)

ノ ミ ク ニ ド リ ノ カ マ ヲ ヨ ク シ ホ ヲ マ
の ム ム ム ム ム ム ム ム ム ム ム ム ム ム ム ム ム

mf(曲切れ良く)

ノ ミ ク ニ ド リ ノ カ マ ヲ ヨ ク シ ホ ヲ マ
の ム ム ム ム ム ム ム ム ム ム ム ム ム ム ム ム ム

帆網は歌ふよ エー ホー エー
 捲け捲け帆を エー ホー エー
 目指すは南 當夏の
 みどり輝く 島々の
 港に響くよ 船うた
 エー ホー エー
 エー ホー エー
 エー ホー エー
 エー ホー エー

帆網は歌ふよ エー ホー エー
 乗り切れ 荒海 エー ホー エー
 身を切る潮風 常冬の
 國の護の 島々に
 さらさらさらと 昇るよ 日の丸
 エー ホー エー
 エー ホー エー
 エー ホー エー
 エー ホー エー

帆網は歌ふよ エー ホー エー
 行け行け 若人 エー ホー エー
 建設の歌 胸にひめ
 海の男の子の 朧らかに
 港港に歌ふよ 船うた
 エー ホー エー
 エー ホー エー
 エー ホー エー
 エー ホー エー

週報 第三三五號 三月十七日

戦局と今後の決意

新制師範教育問答 文部省

日佛印經濟協定の調印

大東亞要員の鍊成...大東亞省

最近の米露關係

大東亞戰爭日誌

週刊誌

- 三月十四日(土)
 - 大東亞戰爭第六回(軍事部)
 - 支那軍事第六十二回
 - 支那軍事第五回(支那軍事第五十二回)
 - 支那軍事第九回(支那軍事第九回)
 - 支那軍事第十回(支那軍事第十回)
- 三月十五日(日)
 - 大東亞要員訓練所(大東亞省)
 - 最近の米露關係(外務省)
- 三月十六日(月)
 - 日佛印經濟協定の調印(文部省)
 - 大東亞要員の鍊成(大東亞省)
- 三月十七日(火)
 - 大東亞戰爭日誌(大東亞省)

大日本言論報教育の發會
式挙行
三月八日(日)

陸軍部隊の南方(ウラモ
ン、ニューギニア)方面襲撃(三月
十六日)三月五日襲撃隊百十三隊襲
撃上二砲隊がニューギニアを
大東亞要員訓練所
支那支隊 揚子江流域
之敵前線河、江南進攻作戦
を開始
師範教育令公布(四月二日
實施)
トルコ大統領にイノニエー
前大統領再選(三月二十日)
三月二十日(水)大東亞省
第八十二回帝國議會、審
議を終了、自然休會に入る
日本銀行より中露聯合準
備銀行へ二億圓の信用供與
の調印(三月)

露光量違いにより重複撮影

国民合唱 帆船は歌ふよ

詩作 藤村之助 作曲 久保田公平

♩ (無切れ長ク)

帆船は歌ふよ
 帆は白き帆、旗は青き旗
 風の子のやうに、海を渡る
 帆は白き帆、旗は青き旗
 風の子のやうに、海を渡る

週報 第三三五號 三月十七日

- 戦局と今後の決意……………三
- 新制師範教育問答……………五
- 日佛印経済協定の調印……………三
- 大東亞要員の練成……………三
- 最近の米蔣關係……………三
- 大東亞戰爭日誌……………三

週間日誌

- 三月四日(金)
 - ▽大東亞戰爭第六回(陸軍部 四回) 支那事變第六十二回 (陸軍部 第五回) 支那事變第五十二回 (陸軍部 三十九回) 生存者論功行賞の御沙汰あらせらる
 - ▽陸軍死亡傷者保障法公布(四月一日實施)
 - ▽昭和十八年度日佛印交易の具體的實施の取極め調印成る(貸へ)
 - ▽開戦以來の艦艇損害四百十六隻(砲艦五、空母七、巡洋艦二五、駆逐艦九四、水雷艦四四その他)と英海軍省發表
 - ▽フィンランド新内閣(首相リンネ・ミスト)成立
 - 三月六日(土) 地久節
 - ▽衆議院で駐力増強に関する決議案を可決
- 三月八日(日)
 - ▽大日本言論報國會議の發會式を舉行
 - 三月八日(月)
 - ▽陸海軍部隊の南方(ソロモン、ニューギニア)方面戦果(二月十六日三月五日飛行隊百十三機撃墜十一機被破(うち水陸四機被破))を大東亞發表
 - ▽中支軍、揚子江沿岸以東を敵前渡河、江南進攻作戦を開始
 - ▽師範教育令公布(四月二日實施)
 - ▽トルコ大統領にイフニエリ前大統領再選さる
 - 三月十日(水) 陸軍部會日
 - ▽第八十一回帝國議會、審議を終了、自然休會に入る
 - ▽日本銀行より中國聯合準備銀行へ二億圓の信用供與の調印なる

戦局と今後の決意

去る三月八日の大詔奉戴日に、二月十六日以降三月五日までにソロモン群島及びニューギニア島方面において、わが陸海軍部隊は、敵飛行機百十三機撃墜、十一機撃破、潜水艦四隻撃沈といふ赫々たる戦果をあげたことが大本營から發表されました。それと同時に、わが方も駆逐艦二隻、輸送船五隻沈没、飛行機七機自爆及び未帰還といふ相當の損害を出したことが明らかにされたのであります。

この事實は何を物語るものでありませうか。先づ第一に、あのガダルカナル島及びニューギニア島ブナ方面からわが軍が轉進して以來、南太平洋戦線が平靜に復したと思つてゐた者があつたとすれば、大變な思ひ違ひであつて、激烈な航空戦が、あの南海上空に來る日も來る日も展開され、前線將兵はひたすら米英撃ちてしまひの一念に燃えて、一身をなげうつて、奮戦をつづけられてゐるといふ儼然たる事實であります。

わが方は轉進作戦によつて、ソロモン群島のムンダその他の前進航空基地をはじめ、ニューギニア、チモール島一帯にわたる第一線から、連日の如く敵の基地に猛爆を加へ、或る時は遠くニューヘブライズの敵基地にまで脚翼を伸ばして敵の心膽を寒からしめてゐるが、しかしながら敵の反撃もまた最近とみに熾烈を加へて來てゐるのであります。

即ち敵アメリカは數回に亘りソロモン方面に反攻して來ましたが、いつもわが航空部隊や艦艇の活動によつて大損害を受けたので、最近ではまづ制空權を確保しようとして、どしどし航空兵力を補給増強し、ガダルカナル島を始め、モレスビー、ポート・ダーウィンなどの前線基地から、わが第一線基地や艦船

に對して、絶えず空襲を行はうとしてをります。これに對しわが方は、或ひは航空決戦をいどみ、或ひは地上砲火を以てこれをむかへ、この大本營發表のやうな戦果をあげたのであります。

しかし、敵が依然として生産力をたのみにかゝる攻勢を企圖してゐる以上、私どもは次ぎぐにこれが出鼻を挫き、さらに敵基地を潰滅させるためにも、當面急速な航空兵力の増強を必要とするのであります。

空からの敵の攻勢は決して南方にとゞまるものではありません。北アリューシャン方面でも敵は前進基地を設け、熱田、鳴神兩島の奪還をめざし、さらにわが本土を狙はないとも限らないのであります。

また一方、支那本土における米空軍も増強され、重慶から特派された宋美齡はアメリカでルーズヴェルトに會つて、支那大陸からの日本空襲を提訴してゐるやうであります。

日本が國民政府、滿洲國、佛印、泰と緊密に結び、世界の寶庫たる南方占領地の建設を着々と進め、大東亞共榮圈の基礎を固めることが一番恐ろしいとは、敵米英重慶陣營がしばしば公言してゐるところであります。重慶もこゝを強調してアメリカに援蔣を迫り、アメリカも自らの生産力が衰へない今のうちに、對日反攻を行はうと徒らに焦躁に驅られてゐるのであります。

かうして米英の戦争指導者は、或ひは戦後世界の夢物語をでつち上げて世界の第三國を自己の陣營にひきつけようとしたり、或ひは、

「われらの目的は、太平洋を島から島へ攻め上り、同時に支那から日本を驅逐して最終的に日本軍を打破することである。太平洋戦線の最も重要な作戦は支那並びに日本自身の上に展開されるであらう……」などと、わが方に對しても威嚇宣傳をやつたりしてゐるのであります。

私どもは、敵のかゝる宣傳に乗せられないだけの心の用意を必要とするのは勿論であります。敵のかゝる揚言を爆砕するだけの現實的な準備が必要であります。現在における有利な戦局的態勢に物を言

はせて、各方面からの敵の反攻企圖を抑へ、さらにわが方より攻勢に出るためには、航空機や艦船をはじめとする軍備の擴充、軍需品の増産など、戦力増強が國家の絶對要請であり、焦眉の急となつてゐるのであります。

政府が今議會に提出した戦力増強に關する多くの重要法案や豫算案は、議會の積極的な協賛によつていづれも可決され、すでに次ぎ／＼と公布され、實施にうつされてゐますが、今後における思ひ切つた戦争重點政策は、一般國民生活にも重大な影響を與へることでありませう。

例へば、鐵鋼、石炭、輕金屬、航空機、造船の五大産業に重點を置いて、資材、資金、勞務、動力、輸送等の配分を行ふといふことも、これが實施に際しては、産業再編成上いろいろ困難な、しかし戦争を勝ち抜くために甘んじて克服しなければならぬ重大問題を含んでゐるのであります。

いま全國の皆さん方には、二百三十億貯蓄の最後の仕上げや、供米、供木、供木、金屬回收などに非常なご無理を願つてをりますが、家庭の金屬回收なども、目標の十倍を供出した縣もあるといふ程で、戦力増強への國民の赤誠を如實に示してゐる有様は、まことに頼母しい限りであります。

しかし、これらにつきましても、例へば或る方面に對しては金屬の非常回收を行ふなど、今後さらに一段ときついお願ひをせねばならぬことと思ひます。これも皆戦争完勝のための現實的な要請にほかならないのであります。

要するに、憎むべき敵米英を撃つためにほかならないのであります。勝つためには生活の多少の自由など問題でないわけですが、それが嫌なら、かくあらしめてゐる敵を憎み、敵を撃つ決意を固めるばかりだと思ひます。

「撃ち止し止まむ」の精神は、つねに私共の心中に燃えさかつて、前線においても銃後においても、あらゆる困難を克服して戦ひの勝利をもたらす國民的信念であり、行動の原動力でなくてはなりません。

問答

新制師範教育

—附・教員待遇の改善—
文部省

新制師範四月に開校

問 師範學校もこの四月からいよいよ専門學校程度の官立學校になるさうですね。従来、義務教育としての國民の基礎的鍊成を擔當させる國民學校教員を養成するのに、國民學校高等科卒業五年の教育では、如何にも中等學校程度といふやうな觀念を與へ、不徹底な嫌ひがあつたのですが、今度これが専門學校程度になり、しかも官立學校になるといふのは大變結構なことと思ひます。

答 お説の通りです。現在の戦争を勝ち抜くために高度國防國家體制の確立といふことが叫ばれてゐるので、最も重要な生産力の擴充、國防力の増強の根柢をなすものは、國民學校の教育の振否如何に懸つてゐるといふことも過言ではありません。

國民學校教育は全國民子弟の基礎教育であり、しかも人の心身の發育、教育の上で最も大きな影響をもつ時期八年の教育なので、この教育を擔當させる國民學校教員の養成こそ大東亞建設の完遂、日本の世界的飛躍に重大な役割を占める問題といはねばなりません。殊に今後の國民學校教員は本來の使命に併せて、地方における國民思想指導の中心となつて、地方生活確立の指導的役割をも務めさせることを使命としてをりますので、さういふ意味で、師範學校教育の刷新改善といふことは現下の急務といふべきだと思ひます。

今度の改革の目標も第一には、師範學校を國家で直接經營し、國民學校教員は國家自ら養成する建前をもつて師範學校生徒はすべて公費養成とするのと、第二には、教育内容を充實し、その程度を引上げ、皇國の道に則る

成を目的として國家的使命に副つた教育を施し、世界に雄飛すべき皇國民の鍊成を安んじて一任することのできる、日本精神に透徹した潑刺清新な活氣ある教師を養成するといふやうな點に置かれてゐるわけです。

問 師範學校は高度の國家的性質を有すべき學校で、これを國家自ら經營すべきだといふこともその本來の性質から見て明らかかなことではないか。

答 またその教育程度も更に高度の教育的識見技能を修めさせ、指導者としての熱意と氣魄を體得させるために、専門學校程度にしなればならぬといふことも私の年來の主張でした。

ところで師範學校が官立になるとすれば現在、府縣に大抵各一校づゝ男子師範學校と女子師範學校があるわけですが、それは各獨立

の官立師範學校になるのですか。

答 今度は男子と女子の師範學校を一つにし、師範學校に男子部、女子部を置いて一人の學校長の下にこれを經營させることを原則としてゐるのであります。師範學校の卒業者は概ねその府縣に奉職する者ですから、同一の方針の下に教育することが望ましいことと、教育組織の簡易化、設備の利用と、教材の節約等を考慮した結果です。

男子部、女子部の年限

問 男子部、女子部に分けてその修業年限、入學資格等を教へて下さい。

答 承知しました。例によつて表にしてお目にかかせよう。(前頁の表参照)
本科の入學に關して、從來上級學校への進學の道になかつた青年學校修了者を正式に入學資格として認めたと、今度の制度の大きな特徴です。醫科は國民學校高等科修了者のため

部	女子部			男子部		
	研究科	豫科	本科	研究科	豫科	本科
修業年限	六月以内	二、三、四年とす 但し昭和十九年度までに入學した生徒に付ては三年とす	三、四、五年とす 但し昭和二十一年度までに入學した生徒に付ては二年とす	六月以内	二、三、四年とす 但し昭和十九年度までに入學した生徒に付ては三年とす	三、四、五年とす 但し昭和十八年度及び昭和十九年度に卒業すべき生徒に付ては二年半とす
入學資格	一、師範學校卒業生 二、國民學校高等科修了者	一、男子部研究科と同じ	一、男子部豫科と同じ	一、師範學校を卒業した國民學校職員で地方長官の推薦した者 二、當該學校豫科修了者 三、高等女學校卒業生 四、その他男子部本科と同じ、但し青年學校は教授訓練期間三年のものとする	一、國民學校高等科修了者 二、滿十四歳以上で師範學校で行ふ國民學校高等科修了程度の檢定に合格した者 三、國民學校を卒業した者 四、他師範學校豫科修了者 五、專門學校入學者檢定試験合格者 六、一般の專門學校入學に關し文部大臣に於て中等學校卒業以上の學力ありと指定された者 七、教授及び訓練期間五年の青年學校本科修了者で學業成績優良なることの校長の證明を得た者	

に置かれたもので、師範學校の入學者を中等學校卒業生のみ求めるときは、所要の適材を得るのに相當困難を豫想されるだけでなく、國民學校高等科修了者に對し、師範學校入學の途を開くことは、國民學校教員の配置の適正を圖る上からも必要なのであります。

科	男子部		女子部	
	豫科	本科	豫科	本科
本 科	國民科	國民科	國民科	國民科
教 育 科	理數科	理數科	理數科	理數科
實 業 科			家政科	家政科
體 操 科			體操科	體操科
藝 能 科			藝能科	藝能科
外 國 語 科			外國語科	外國語科
目 的	本科は修身、公民、哲學、國語、漢文、歴史及び地理、豫科は修身、國語、歴史及び地理	本科は修身、公民、哲學、國語、漢文、歴史及び地理、豫科は修身、國語、歴史及び地理	本科は家政、育児、保健、被服及び農藝、豫科は家政、育児、保健及び被服	本科は家政、育児、保健、被服及び農藝、豫科は家政、育児、保健及び被服
	教育、心理及び衛生	教育、心理及び衛生	農業、工業、商業又は水産	農業、工業、商業又は水産
	數學、物象及び生物	數學、物象及び生物	音樂、書道、圖畫及び工作	音樂、書道、圖畫及び工作
			英語、獨語、佛語、支那語又はその他の外國語	英語、獨語、佛語、支那語又はその他の外國語

新制師範の教育内容

問 では次に師範学校の教育方針

教科内容等をお話し下さい。

答 師範学校の教育方針は皇國の道の修練を旨とし、わが國教學の本義の徹底を期し、皇國の使命を體得して克く皇國民錬成の重責に任ずべき人物を養成することを主眼とし、その教育は教科と修練によつて行ふことになつてをります。教科の判當は中等學校教育の場合と同様、從來の學科目の羅列主義を廢し、その全體的統一を圖ると共に、簡素にして充實した教育を施すやう、重點的學科課程を編成することとしたのであります。また教科と併せ、教科外の行事作業等を行的修練を中心として一層これを組織化し、修練として必修させることとしてをります。教科の内容は前頁の表の通りであります。問 この表に出てる教科は全部必修

教科ですか

答 右の表で本科では、外國語科のほかは各教科を基本教科として必修させることになつてゐますが、その他に選修教科として右表の教科の一を選修させます。それから豫科では、男子の方は各教科必修で、女子については外國語科は隨意教科としてゐます。

なほまた本科の最高學年では、各教科について附屬國民學校または代用附屬國民學校において教育實習を課します。女子についてはその他に附屬幼稚園または代用附屬幼稚園において保育實習をも課することとなつてゐます。研究科の教科は、右の表に掲げた各教科(但し外國語を除く)の中その一を専修させることを原則としてをります。

問 修練はどんな方法でやるのですか。

答 だいたい中等學校と同様で、修練

には日常行ふ修練と毎週定時に行ふ修練と學年中隨時に行ふ修練とがあり、隨時に行ふ修練は一年およそ六十日がこれに充てられるのであります。

なほ、かやうな修練を徹底させるために、どうしても全生徒を寮舎に收容し、いはゆる二十四時間教育の徹底を期す必要がありますので、師範學校には財政及び資材の許す限りなるべく速かに全寮制度を實施することにしてゐるのであります。

問 教授日数の上で改正はしなかつたのですか。

答 教授日数は從來毎學年二百日以上であつたのを、新規程によつて本科、豫科とも毎學年二百五十日以上と改められました。

全生徒が公費生

問 次ぎに教科書のことですが、師範學校でも國定教科書を使ふことに

するのですか。

答 さうです。從來の檢定制では不徹底なので、新規程では文部省で著作権を有するもの、即ち國定教科書を用ひることと定められました。但し特別の必要ある時に限つて文部大臣の認可を受け、國定教科書以外の教科書を使用することも認められてゐます。

問 師範學校では今度から全然授業料を徴收しないのですか。

答 さうです。師範學校の生徒は卒業後すべて義務教育である國民學校教員として、皇國民錬成の國家的任務に服するのでありますから、公費を以てその養成をなすことを建前とし、本科及び豫科を通じて全生徒に學費を支給することにし、授業料は徴收しないこととなりました。

從來は公費生と私費生の兩者があり、地方長官が公費生の員數を定めることとなつてゐたのでありますが、今

回は私費生を廢し全部が公費生となつたことは、今度の制度改善の重要な點であります。

問 すると師範學校卒業後の服務義務等も延長されたのでせうか。

答 舊制度では公費生と私費生の別があり、服務義務は、公費生は卒業後修業年限の一倍半、私費生は修業年限の二分の一に相當する期間といふことになつてゐましたが、今回は一率に公費生となるので、服務義務の方も一率に、卒業後、在學年限の二倍といふことに定められ、多少の延長となりました。

なほ、服務義務のほかに就職義務といつて、卒業後一年間はその學校所在地の地方長官の指定に従つて就職する義務があることとなつてゐます。また地方長官の就職指定については、文部大臣は外國を含む全國の教員配當の状況を考慮し、地方長官に對して必要な措

置をとらせることが出来ることとなつてゐます。

入學はどうなる

問 入學者の檢定に關しては、從來出身學校長の推薦制度がとられてゐたやうですが、今回はその點に關する改正はありませんか。

答 從來は地方長官の定めるところに委せられてゐましたので、府縣によつてその檢定方法が多少違つてゐたやうですが、今回の改正によつて、本科については、入學志願者について人物考査、身體檢査及び學力試験を行ひ、その成績を併せ考査して選抜することとし、豫科は人物考査、身體檢査の成績と國民學校長の報告とを併せ考査して選抜することに定められました。

問 それから、師範學校の入學について、從來、十五年以上官公立學校の訓導などをしてゐた人の子は、

優先して入學を許可されることとなつてゐたやうに記憶してゐますが、その點は従來通りですか。

答 優先入學を許可し得る者の條件が多少緩和されまして、第一に五年以上國民學校職員または官公立學校若しくは幼稚園の訓導、保護訓導または保母の職にある者の子、第二に右のやうな職にあつた者で恩給を受ける権利のある者の子、第三に十年以上その職にあつた者の子といふことになりましたから、従來より餘程優遇されるわけでは

問 もう一つ、轉學の問題ですが、中等學校でも學校相互間の轉學を認めるとのことですが、師範學校は如何ですか。

答 その點については従來何等の規定がなかつたのですが、今度の規定で、特別の事情ありと認められた場合に限り、關係學校長の協議によつて轉學を許可することが出来ることとなりました。

問 高等師範學校、女子高等師範學校については何か改革されたことがありますか。

答 高等師範學校及び女子高等師範學校の制度については、師範學校の改善と關聯して考究する必要がありますが、今回は現行制度に餘り變更は加へないこととし、根本的刷新は將來に殘されました。今回行つた改正の主要點

教員の待遇改善

問 今度の制度が實施されれば國民學校教員の素質も随分向上し、國民學校教育の方にも大いに活氣を呈して來ることと期待してゐます。

答 さうです。國民學校教員の待遇改善は、政府も従來から非常な努力を拂つて來てゐるのですが、今度の法令上の改正も國民學校教員の待遇改善を容易にし、遺憾なくその職責を全うさせるために行はれたものであります。

問 今度の制度が實施されれば國民學校教員の素質も随分向上し、國民學校教育の方にも大いに活氣を呈して來ることと期待してゐます。

答 さうです。國民學校教員の待遇改善は、政府も従來から非常な努力を拂つて來てゐるのですが、今度の法令上の改正も國民學校教員の待遇改善を容易にし、遺憾なくその職責を全うさせるために行はれたものであります。

一般給與は全部道府縣負擔

問 その改正法律の内容を簡単に話して下さい。

答 改正法の要旨は道府縣支辨となつてゐる國民學校職員（勅令を以て定める者を除く）の給與のうち俸給、加俸、賞與、死亡賜金及び赴任旅費の半額を國庫で負擔すること、従來國民學校職員の加俸に要する經費に對し、豫算に定める補助をするために存在した國民學校教育費國庫補助法を廢止することにある譯であります。

問 従來は、國民學校職員の俸給だけが、半額國庫負擔されたのが、その範圍が擴大されたのですか。

答 それから國民學校教育費國庫補助法の方は、加俸の關係が義務教育費國庫負擔法に包含されたので必要がなくなつたといふわけでは

か。

答 左様です。ところでこの改正法の實施に並行して昭和十五年勅令第百十四號として出ている「國民學校職員ノ俸給及旅費ノ負擔ニ關スル件」と

いふ勅令が今回改正されました。

國民學校職員ノ俸給、年功加俸、特別加俸、賞與、死亡賜金、旅費、臨時家族手當、臨時手當及戰時勤勉手當ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔ト

手當	舊 制		新 制	
	道府縣費	國費	道府縣費	國費
俸給	全額負擔	勅令を以て定める者を除き道府縣費の半額負擔	全額負擔	勅令を以て定める者を除き道府縣費の半額負擔
年功加俸	全額負擔	勅令を以て定める額を補助	同右	同右
特別加俸	全額負擔	同右	同右	同右
赴任旅費	全額負擔	同右	同右	同右
賞與	全額負擔	同右	同右	同右
死亡賜金	全額負擔	同右	同右	同右
旅費	全額負擔	同右	同右	同右
臨時家族手當	全額負擔	半額補助	同右	半額補助
臨時手當	全額負擔	全額補助	同右	全額補助
戰時勤勉手當	全額負擔	全額補助	同右	半額補助

ス

といふことに改められたのでありま
す。即ち従来道府縣費負擔から除かれ
てゐた養護訓導の俸給その他國民學校
職員に對する一般的な給與が全部道府
縣負擔となつたのであります。

問 何だか複雑ですね。すると道府縣
負擔と國費負擔との關係はどうい
ふことになるのですか。

答 その關係がよく分るやうに、改正
法律と改正勅令とを併せて従來の制度
と比較してみると前頁の表となりま
す。

この表で()のものは義務教育費國
庫負擔法によらずに國庫補助のあるも
のです。

國庫補助制度の進歩

問 なるほどこの表で見ると、義務教
育に携はる職員のために要する費
用は、殆んど府縣と國庫とで負擔

ス

するやうな關係になつてゐます
が、以前は僅か何千万圓か金額を
限つて國庫から支出されてゐたや
うですね。その時分からみると今
度の制度は相當な進歩ですね。

答 さうです。初等普通教育に對する
國庫補助制度の沿革を考へますと、學
制頒布以來少くとも四回の大きな改正
が行はれてゐます。

問 その沿革を簡単に話して下さ
い。

答 第一期は小學委託金制度の時代
で、これは明治五年の學制頒布と同時
に、政府は普通教育普及の目的をもつ
て、小學校を設立する町村に向つて、兒
童一人當り九厘の割合をもつて補助さ
せることにしたので、最も多い時はそ
の額は七十萬圓にも達しましたが、間
もなく西南戰爭等の戦費を賄ふため
に、漸次豫算を削減され、明治十四年
以後この制度は廢止されました。

ス

第二期は、教員年功加俸の制度が出
來、これに對して政府で補助する政策
をとつた時代で、明治二十九年に市町
村立小學校教員年功加俸國庫補助法が
發布され、まもなくこの法律も廢止さ
れて明治三十三年新たに市町村立小學
校教育費國庫補助法となつて更生し、
教員年功加俸の財源は國庫と地方の兩
方から支出されることになつたので
が、その國庫支出金の額は明治四十四
年には二百萬圓に増額されたのであり
ます。

第三期は義務教育費に對して國庫か
ら補助するのでなく、これを國庫にお
いて負擔するといふ建前をもつて實施
された時代で、大正七年に發布された
市町村義務教育費國庫負擔法によつて、
市町村立尋常小學校の正教員及び准教
員の俸給に要する費用のうち一千萬圓
を國庫が負擔することとなつたので
が、その補助額は漸次増額され、大正

十二年度よりは四千萬圓、昭和五年度
よりは八千五百萬圓となりました。

第四期は小學校教員に對する給與の
うち最もその基本的な給與である俸給
を道府縣費負擔とし、その半額を國庫
において負擔するといふ制度で、これ
が昭和十五年度以來今日に至つてゐ
るのであります。市町村義務教育費
國庫負擔法はこの時から單に義務教育
費國庫負擔法と改められ、なほ昭和十
六年の國民學校制度の實施によつて、
この法律中の「市町村立尋常小學校教
員」といふ字句は「國民學校職員」と置
き替へられました。今回の改正で、
教員の諸給與について國庫において負
擔する範圍がずつと擴張された次第で
あります。

道府縣負擔の理由

問 一般に國民學校は市町村で建てて
ゐるものですが、その教育實施の

ための人件費を市町村負擔とせず
道府縣負擔とする理由はどういふ
譯でせうか。

答 國民學校の建築とか設備とかは、
市町村民の盛り上げる自治的能力によつ
てこれを負擔させることが適當なので
すが、その學校の運営、即ち常時の教
育費は義務教育の重要性に鑑みて、
市町村のみに委せて置くことは不適當
と思はれますので、國民學校職員は、俸
給その他の基本的な諸給與を道府縣負
擔に移した次第で、嚴密にいへばこれ
には教育上の理由と財政上の理由との
二つの理由があるのです。

先づ教育上の理由としては、從來の
やうに市町村負擔ですと、各市町村の
事情が一樣でないために、職員が任地
を異にするに従つて、その待遇上に相
當懸隔を生ずることはやむを得ないと
ころであります。

12

ついで、昭和十五年の改正によつて
道府縣支辨となつた結果、俸給に關す
る限りはその弊がなくなつたのです。が、
その他の給與は現在、相當差等のある
ことは事實です。もちろん生活環境
が必ずしも一樣でないで、すべての
給與を平等化することは適當ではない
のですが、少くとも基本的な給與に大
きな差等のあることは教育上好ましく
ないのであります。

次に財政上の理由としては、國民
學校職員は、財政力の小さな
町村よりも、財政力の大きな道府縣の
負擔に移すことによつて、市町村の負
擔に不均衡を生ぜしめないやうに考へ
たのであります。

即ちこれらの諸給與は大體において
市町村財政の如何に拘はらず、劃一的性
質を帯びたものですから、財政力に非常
に相違のある市町村の負擔として置く
ことは、市町村の負擔に不均衡を生ず

るだけでなく、これ等の諸給與は年々相當額の自然増を伴ふものであり、殊に今回のやうに全般的に國民學校職員の待遇を改善しようといふ際には、その負擔主體を財政力の大きな道府縣の負擔として置くことが適當と考へられるのであります。

問 養護訓練の供給も道府縣負擔に移した理由は？

答 従来の制度では、財政力の比較的豊かな市町村の國民學校だけは養護訓練を設置し、豊かでない市町村は養護訓練の必要を感じながらも置くことが出来ないといふ結果になるので、廣く農山漁村を通じて養護訓練の制度を普及させるためには、その供給を道府縣で負擔する必要があるからです。

市町村負擔のもの

問 すると、今後國民學校職員の給與で市町村負擔に渡されたものはな

い譯ですね。

答 さういふ譯ではありません。國民學校令の建前として、國民學校經營に要する経費は他の法令に特例を設けない限り市町村費の負擔であります。勅令に列挙する以外の給與は、今後とも市町村の負擔であります。

その中で現在のところ最も普遍的なものは宿直膳料であります。これは、訓令で學校管理に屬するものであり、その他にも住宅料など市町村特有の給與がありますが、これ等はかへつて現在のやうに市町村負擔として置くことが、地方特有の事情に基づいた適切な措置が講ぜられる所以であると考へ、今回の改正においてもそれ等には觸れなかつたのであります。

問 ではこれらの諸給與を國費半額負擔とする理由を聞かせて下さい。

答 道府縣負擔となる諸給與の中で俸給、年功加俸、特別加俸、賞與、死亡

賜金及び赴任旅費の半額を國庫において負擔する理由は、いふまでもなくこれによつて道府縣の財源を確保させ、國民學校職員の待遇改善を助成するためであります。右に挙げたものの他に、國民學校職員に一般に給與される給與で、道府縣費負擔とはなるが、今回の改正によつても國費半額負擔とならないものに、臨時家族手当、臨時手当及び戦時勤勉手当があります。

これ等はいづれも臨時措置に屬する給與であり、その性質等に鑑み、今回は負擔法中に加へられなかつたのであります。これらについては別途豫算上の措置によつて半額或ひは全額の國庫補助が行はれてゐるのであります。

正 誤

本誌三月十日號所載「新國中等學校開校中、四頁下段一行目に、外國品はこれとあるは、外國品はこれとあるの誤り、また「新國庫の負擔に當つて」の記事中、二四頁中段始めから七行目に、「四十十とあるは二四二千圓の誤りにつき正しませう。」

日佛印經濟取極めの成立

今次取極めの内容

去る一月二十日、圓貨による日佛印間決済協定がウィーンにおいて、三谷駐佛大使とラツアル佛首相との間に調印され、越えて二十五日、佛印の米、玉蜀黍の對日供給に關し、サイゴンで栗山事務總長とドクレー總督との間に文書が署名されたことは、まだわれわれの記憶に新しいところですが、三月四日米、玉蜀黍以外の物資全部についての佛印の對日供給に關する文書がハノイで署名されました。

から日本への物資供給については、兩國間に妥協が成立したわけで、残つてゐるのは日本から佛印への供給についての協定であります。これも遠からず妥協に達することと思ひます。

右取極めの成立に關聯し、三月五日次ぎのやうな大東亞省當局談が發表されました。

「日本大使府栗山事務總長及びドクレー佛印總督は昨日ハノイにおいて日本國、印度支那關稅制度、貿易及び支拂の様式に關する日佛協定に基づき昭和十八年度貿易取極の内佛印産品の對日輸出に關する文書の署名を了せり。

尚栗山事務總長及びドクレー總督は現下の

事態に即する新たな基礎の上に日佛印經濟關係を緊密強化する方法を考究する爲本年初以來數次に亘り會談を遂げたるが、右會談は日佛印間の經濟協力の支障たりし諸點を是正し且つ日佛印間貿易を一層圓滑ならしむることに寄與することとなれり」

こんど決定した本年度の佛印の對日物資は、だいたい昨年度のものと同差ないのであります。松脂、蕉麻の如き重要品は輸出數量を増加してをり、また屑皮、獸骨、五倍子、ケイジョー皮等、昨年協定品目になかつたものも日本側の需要に鑑み、新たに協定品目として追加されてをります。

先般の米、玉蜀黍に關する取極めと今回の取極めに、佛印は日本の必要とする物資を出来るだけ澤山日本に供給することになつたわけでありませう。

前記「日本國・印度支那關稅制度、貿易及び支拂の様式に關する日佛協定」は、「佛領印度支那に關する日佛居住航海條約」と共に昭和十六年五月六日、東京で調印されたのですが、その後、國際情勢は非常に變つて來てゐますので、日佛印間の經濟關係を一層緊密且つ円滑にするため、數次に亘り兩政府間に腹藏なき意見の交換が行はれました。その結果、佛印側において佛印の現行法規及び日佛印間の既存條約の實際上の運用振りに改善を加へることになりました。これについて少し詳しく述べてみませう。

一、旅券査證手續の簡易化

本人が佛印に渡航するには、旅券を携行しなければなりません。たゞ旅券を

持つてゐるだけでは駄目で、これに佛國領事の査證が必要であります。

従來この査證を與へるには佛國領事は一々佛印總督府へ電報で照會し、その許可を得た上で査證を與へてゐたので、一週間はかり待たされた上に、その電報料までこちらで拂はねばならなかつたのですが、今後佛國領事は一々總督府に照會しなくともいふことになりました。

二、職業制限の緩和

佛印においては外國人に對し種々の職業が制限されてゐましたが、今後、日本人に限り大體の關係を緊密にする上に効果ある職業については、できるだけこれを緩和することになり、さし當り醫師、看護婦、產婆、通關代理業、印刷出版業、教師、料理屋等が日本人に解放されることになりました。

現在、佛印には約千五百名の同胞が

活動してゐますが、佛印は一年のうち少くも八ヶ月は夏の氣候であり、また濕氣も少くなく、奥地ではマラリア、熱やデング熱等の危険もありますので、罹病を恐れる人が多かつたやうですが、今後かうした心配はなくなるわけですね。なほ既にハノイ、サイゴン及びハイフォンには、臺灣の博愛會病院の診療所が出來、二十名餘りの要員が働いてゐます。

通關代理業については、今後日佛印間の交易が發展するにつれ、日本人の通關人を介することにより、フランス語の出來ない者でも安心して取引が出来るやうになるわけですね。

印刷出版業は、現地の旺盛な日本語熱等に鑑み、前途有望な事業と思ひますが、すでに關係者が佛印に出かけ開業企畫中と聞いてゐます。日本の印刷所や書店がそのうち出現することです。

教師については、ハイフォンには既に四年位前から日本人小學校があり、遠からず在外指定學校になるやうな話ですが、四月からハノイにもサイゴンにも邦人子女のための國民學校が開かれることになつてゐます。これまで大部分のわが同胞は、子女教育のため妻子を日本に残し單身渡航活動してゐましたが、そろそろ呼寄せの手續をしていゝわけですね。何しろ熱帯にある外國のこととて、文化的施設も十分ないので、今後渡航する者はぜひ一家打ち揃つて行き、しつかり腰を据ゑて働き、新秩序建設者としての意氣を發揚して貰ひたいものです。

餘り品の悪くない一廉の料理屋の存在は、現地在留の同胞にとつて、皇軍の北部佛印駐屯當時から頻りに要望されてゐましたが、これまでいゝ日本の料理屋がないので、よく支那料理屋やフランス風のレストランで晚餐會などや

つたもので、日本人がフランス人や安南人、支那人等を招待する場合いつも困つたものでした。聞けば、相當大規模な料理屋もすでに進出しようとしてゐる様子ですが、炎熱の夜、涼しい岐阜提灯の下で、脂っこくない清新な日本料理の味はひも楽しいことと思ひます。

三、企業の自由

企業については日本人に對し佛國人と同様の許可が與へられ、これに伴ひ土地の所有も可能となりました。人間が安心して生業を営む上に、土地所有乃至所有權が如何に重要條件であるかはいふまでもありません。なほ大東亞戰爭遂行上、日本の必要とする事業については、合辦會社の設立、農業、鑛業その他の利權も認められることになりました。

四、日佛印合辦事業

從來佛印は、その産業開發のための資本、器材、技術等は、殆んど一切これを本國に求

めて來ましたが、今次戰爭のため、四年ばかり前からそれが不可能となつたので、古い器材は磨滅し取替へもきかず困つてゐるやうです。元來、有無相通は經濟の鐵則でありますので、日本ではすつと前から佛印の資源開發を希望し、資材の供給も考慮してをり、すでに二、三の企業については合辦運営が實現してゐますが、從來の法制では日佛對等以上の出資が出來なかつたので、今回、資材その他につき、日本側の比率超過が認められるやうになりました。

一昨年わが國は、横山公使を團長とする佛印資源調査團を現地に派遣し、佛印政府の協力を得て同國資源開發の基礎調査を行いました。豊富で佛印資源の開發は今後相當の發展をみると思ひます。

五、従業員の制限緩和

從來佛印における商工業には、外國人雇傭制

限に關する總督令が施行されてゐて、佛國人の經營であると日本人經營であるとを問はず、一定割合の佛印人を雇傭しなければならぬことになつてゐました。それで、日本人の店員や社員を一人増すために、不要であるにもかゝらず、佛印人を一人雇つて法令に違反しないやうにした場合もあつた次第ですが、今後はこんな無駄をせずにすむことになりました。

六、輸入取扱割當 佛印においては、時局柄、嚴密な統制經濟が行はれ、輸出入業者も佛印の統制機關である輸入分會または輸出分會に加入しないと取引が出来ず、しかもその取扱高には割當がきめられてゐましたが、今後日本商社に一層公平な取扱が與へられることになりました。

日佛印經濟關係の沿革

以上の説明によつて察せられる通り

日佛印の經濟協力關係は非常な進展をみる譯ではありませんが、こゝに少し過去の日佛印經濟關係を想起してみましよう。

日本が佛印でいはゆる最惠國の待遇を要求したのは明治四十年頃であります。明治四十四年、日佛開相互間に最惠國待遇を認めた日佛航海通商條約が締結されたとき、日本は佛印をこの條約内に包含させるやうに主張したのですが、佛國はこれを拒否しました。即ち日本の商品には高い障壁關稅が課せられ、企業など思ひも寄りませんでした。

世界大戰に際し、日本が聯合國の要員として重大な役割を演じたことはいふまでもありません。大戰中、佛國には日本が數十萬の兵を送つてくれたら佛印は日本に讓渡してもいいといふ議論さへあつたほどですが、戦後、佛國は佛印において日本になほ最惠國待遇

を拒否しました。のみならず佛本國の産業を回復するために、日本のやうな無條約國に對する關稅を大幅に引上げました。佛國の日本に對する措置は非友誼的でした。

その後、大正十三年頃、日佛印間通商親善の機運が起り、メルラン佛印總督の來朝となり、翌年日本からは山縣公爵が答禮使として佛印に派遣されました。爾來、日佛印の關係はいさゝか好轉し、昭和二年には在佛石井大使とブリアン外相との間に日佛印間の居住及び航海に關する協定が調印されましたが、相互に最惠國待遇を認め合ふに至らず、日本品は最低稅率を享有してゐる列強の商品の四倍に當る高稅を拂はされてゐました。

昭和七年、在佛長岡大使とタルヂウ佛外相との間に日佛印間の關稅協定が調印され、一部分の日本商品が初めてなほまた佛印を根據地として西南支那から中部支那へ經濟的に發展するには、蔣介石を支持することが有利だと考へたからであります。

昭和十二年支那事變が勃發いたしました。佛國の爲政者は相變らず英米に追随し、遂に援蔣政策に狂奔するに至りました。日本は英米に對してと同様、その危險を警告してやみませんでした。佛國は少しも反省しませんでした。そして佛印が援蔣の基地となつてゐました。

昭和十四年九月、佛國は英國と共にドイツに宣戰を布告しましたが、盟邦と信じた英國に裏切られ、十五年六月遂にドイツに對し、單獨講和を申込むの餘儀なきに至りました。

そこで、印度支那を植民地としてゐる佛國は、日本との協調を必要とし、同年八月松岡アンリー協定によつて、日佛兩國の關係が調整されることにな

最低稅率の適用を受けることになりました。交渉開始以來、約三十年後においてであります。三十年一何んといふ長い歲月でせう。これとても一部分の商品に對してでしかありませんし、中間稅率を適用されることになつた商品などよく検討してみると、名義だけの優遇でしかないものが多くありませんでした。しかもこの協定も二、三年のうちには大分抜きにされ、大して効果を發揮せぬやうになりました。

佛國のかうした對日待遇は、要するに本國中心の植民地貿易主義が原因であつたのであります。従來、佛印は佛本國の獨占市場の觀があり、貿易も輸出入とも佛本國がその大半を占め、外國人は除外され、殊に日本に對しては、前述のやうに長い間非常な差別待遇が適用されてゐました。

なほこゝに少し政治的關係を回想してみますと、日清戰爭後、佛國は日本に

りました。この協定の基礎の上に九月には歴史的な皇軍の北部佛印進駐が行はれ、翌年早々日本は泰佛印間の國境紛争の調停に乗り出し、三月兩國間に和平が成立しました。この和平成立の喜ばしい雰囲気につままれて、東京における印度支那に関する日佛間の經濟交渉は順調に進捗し、昭和十六年五月六日松岡外相、松宮大使、アシリー大使、ロバン總督の間に「佛領印度支那に関する日佛居住航海條約」及び「日本國・印度支那間關稅制度、貿易及び支拂の様式に関する日佛協定」として締結されました。

なほ同年七月ヴィシーにおいて、在佛加藤大使とタルラン外相との間に調印された「印度支那の共同防衛に關する日佛議定書」は、前記條約及び協定締結後の日佛關係を一層緊密にしたものでありまして、これに基づき皇軍の南部佛印進駐は、同年十二月勃發した大

東亞戰爭における皇軍の南方作戦に寄與し、佛印の平穩を決定的ならしめた次第であります。その後、日佛印間には從來かつて見ることの出来なかつた協力體制が出現し、最近は文化方面においても顯著なる協力が行はれるやうになつて來ました。

今次取極めの價値

日本と佛印とは、いはゆる一衣帯水の間にありまして、兩國が政治的に、經濟的にまた文化的に緊密な關係を結ぶのは自然の命ずるところであります。

また昭和十六年五月の條約及び協定締結當時は、佛印は英並びにその屬領との間に通商を行ふことが出來たの

ですが、世界情勢が大東亞戰爭にまで進展した今日、それはもう不可能であります。

佛印には周知の通り近代工業として見るべきものがなく、佛印の必要とする製造品、すなはち織物、食料品、化學製品、金屬製品、紙等は戦前ほとんど大部分本國から補給されてゐました。ところが戰爭以來、佛本國からの補給はすつかり止り、現在佛本國から印度支那に從前通り來られるものは無縁電信位のものであります。戦前佛本國と印度支那の交易關係は、印度支那は全輸入額の約五割を佛本國に仰ぎ、また印度支那の全輸出額の約五割が佛本國に向けられてゐましたが、戦後この交易關係はすつかり中絶し、佛印の經濟的環境は決定的に變化してしまつたのであります。日本はもろろん米、玉蜀黍、雜物等、必要な原料品を佛印から買つてゐますが、佛本國に代つて佛

印の必要とする工業製品を供給できる國は現在のところ日本以外にはありません。日本から佛印へのこれら物資供給については目下當局において佛印側の提案を検討中で、近く決定をみるでありますが、日佛印間の協力が、新しい經濟理念の要請たる大東亞共榮圈建設の沿つて強化されるべきは、ふまでもありません。

佛印における合辦企業のことについては、前にも少し述べましたが、佛印の農、鑛業方面は勿論、林業、漁業等の資源を開發し、さらに工業の振興を圖るといふことなどは、戦時下でも、戦後でも、大東亞の繁榮のために大いに實行しなければならぬところでありませぬ。由來佛人は印度支那に科學を齎したことを大きな誇りとしてをり、それは顯然たる事實であります。彼等はまた印度支那での事業經營に數十年の經驗をもち、あらゆる問題について科學

的乃至財政的検討を加へてあります。この科學的頭腦の持主である佛人と、道義精神の持主である日本人との渾然たる合作は、長短相補ひ必ずや見るべき成果を擧げるであらうと思ひます。もちろん大東亞戰爭下のこととして、平時と同様に資材など注ぎ込むわけにはゆきませんが、兎にも角にも日本人の産業的能力により自由な發達の機會が與へらるゝことにより、多くの者に職業が與へられ、購買力が與へられると、それが全體の幸福に寄與するであらうことは、いふまでもありません。

政治的な佛印の共同防衛についての日佛の協力は、佛印を恐るべき戰禍から免れさせましたが、一昨年五月の日佛印間に締結された條約及び協定に基づき、今回の取極め乃至今後の佛印側の諸措置は、日佛印相互に、經濟的にも文化的にも幸福な多くの結果を招來するであらうと信ずる次第であります。

二百三十億圓

もう一窟發

貯金するには、いろいろの方法がありますが、「積立貯金」と「定額貯金」をご紹介します。

積立貯金 毎月郵便局からお勤め先やお宅へ集金に行く貯金です。

この貯金は、まづ貯金積立額を百圓、二百圓、三百圓、五百圓、千圓のどれかに定めて、毎月三圓とか五圓とか十圓とか定めて掛けてゆくもので、利子は年三分です。

定額貯金 長く預けて置けば置くほど利廻りがよくなり、しかも一年たてばいつでもおろすことが出来る貯金です。この貯金は二十圓、五十圓、百圓、二百圓、三百圓、五百圓と定まった額を一度に預入れるもので、利率は一年経てば二分八厘六毛、二年経てば二分九厘五毛、三年経てば三分一厘、四年経てば三分二厘五毛、五年以上のものは三分四厘で、これを半年複利で計算しますから、十年目には三分九厘九毛七厘といふ高い利廻りになります。

大東亞要員鍊成について

昨年十二月二十四日、大東亞要員鍊成委員会で審議決定されました大東亞要員鍊成要綱は、去る二月五日の定例開議で正式承認を得、大東亞要員の鍊成は、今後一切この要綱を基本として實施されることとなりましたので、次にこの要綱の大體を説明しませう。

鍊成の方針

大東亞要員の鍊成は、肇國の大精神に基づき大東亞に道義新秩序を確立するため、これが礎石となる人材を養成することを旨としてをります。申すまでもなく大東亞建設とは、八紘爲宇の大精神に基づいて、大東亞の天地に

道義新秩序を確立し、御稜威の下、大東亞諸民族が各、その所得て政治的安定、經濟的共榮、文化的向上の歡をともにする、皇道政治の具現にほかならないものでありますから、鍊成の方針も皇國民の一人々々が、すべて皇國民であるところの自覺に徹し、この有難き大御心を奉戴して、皇道宣布者としての心構へと實力とを磨き、大東亞建設の礎石として挺身する、百折不撓の人材を養成するにであります。

鍊成の實施

鍊成の實施に當りましては、右の方針に則り皇國の道義を宣揚するため、よ

被鍊成者の範圍

大東亞地域に進出する者は、以上述

べました鍊成の方針に鑑み、原則として全部鍊成すべきであります。現在、は設備その他の關係で鍊成を経ないで進出する者が多い状況であります。しかし、將來は進出する者全部に對し、何等かの形で進出前に鍊成の機會を與へまして、現地で活動する場合にも、日本人相互が最高理想の下に、打てば響く底の心と心の結びつきを確立しようとしてをります。

次に現在、大東亞地域にある者も、原則として全部現地鍊成を受けさせ、特別な場合には内地に呼んで鍊成する仕組となつてをります。また日本國內に在る者でも、大東亞建設に直接關係ある業務に従事する者には、同様鍊成の機會を與へようとしてをります。

鍊成の施設

日本國內にある鍊成施設中、大東亞省に直屬するものは、現在は興亞鍊成

所と興南鍊成院があります。興亞鍊成所は支那に活躍する中堅指導者を鍊成する目的で、昭和十六年四月に設置されたものであり、興南鍊成院は南方要員の鍊成施設であります。この二つの施設の擴充や、これ等の施設を基幹とする國家的鍊成機構の綜合整備に關しましては、目下研究中であります。またこれ等の鍊成施設の鍊成を受けられない者の中には、できるだけ公私の鍊成施設を活用し、鍊成を受けさせる方針であります。

無論、これ等の施設を活用する場合には、國家的施設と緊密な連絡の下に統一的な鍊成を行はせる必要がありま

現地の鍊成機構

現地の鍊成機構は、日本國內の鍊成

く我が國體の本義に透徹し、且つ皇國民の垂範者である人格の完成に努めさせると共に、大東亞建設の具體的な方策を、正確に把握させることが、最も重要となつてまゐりますと同時に、長期かつ困難な大東亞建設を遂行するのでありますから、強烈な情熱、強固な意思、頑健な體力、不撓不屈の敢闘精神を持たなければならぬのであります。また、異民族に接する場合には、強

壓的な指導ではなく、その徳と識見によつて、異民族から自づと信頼と尊敬とを求め、求めずして指導的地位が確保されるのでなくてはならないのであります。以上の見地から、鍊成の内容も、訓育・術科・學科と大別し、遺憾のない鍊成を行ふやうに期してをります。

寫眞週報(三月十七日發行)

- ☆供木と造船特報
- ☆巨木奉つてお召に應じよう
- ☆應召の木村は續々木船に
- ☆海の子は逞しい日の丸船の船員に
- ☆昭南の現地船員養成所
- ☆ジャワにも頼母しい日の丸船
- ☆戦場通信(三)陸軍一等兵衛藤野
- ☆あなたの慰問文はどんなに兵隊さん喜ばせてやう
- ☆現地の兵隊さんに慰問文を送るにはどうしたらいいやう
- ☆珍らしい南のお魚いろいろ

機構に準じて整備しようとしてをります。支那には、まづ北京、張家口、上海等を中心とした鍊成施設を設けると共に、既存の鍊成施設を調整活用して、在支六十万を超える邦人に鍊成を徹底させる考へであります。タイ、佛印においてもバンコク、サイゴン等に鍊成施設を設け、現地皇國民鍊成の中核としてする考へであります。

滿洲と南方占領地

滿洲國內における邦人の鍊成は、すでにある組織によつて滿洲國內が實施してをりますが、日本國內の鍊成機構整備に伴ひ、日滿鍊成機構間に何等か適切な連携を保持させることとなりませう。開拓民その他で、滿洲國に赴くため、日本國內で現に鍊成を受けてゐるものは、將來、支那や南方要員鍊成と關聯させて、統一的に指導する必要があるとあります。

南方占領地は軍政下にあるので、當分は現状のまま軍側が軍所屬の鍊成施設で鍊成することとなつてをります。

大東亞省による一元化

大東亞省以外の官廳で直接經營したり、または民間補助團體等で經營されてゐる施設は、なるべく速かに大東亞省に移管することになります。

公私團體または個人の鍊成施設

設で、大東亞要員の鍊成を主な目的とするものに對しましては、なるべく興亞鍊成所と興南鍊成院等の國家的施設に則らせる必要がありまますので、鍊成計畫の基準が近く示されることになりませう。

また公私の鍊成施設を活用するといひましても、内容の優劣不適は常に調査してゐますから鍊成を看板に國民の大體熱や、南方熱を利用した儲け仕事に墮してゐるものは、關係當局で嚴重取締ることとなつてをります。また不純な動機で大東亞地域、特に南方に出ようとするものや、不適格者は、當局として絶対に出不さい方針でをります。

(大東亞省)

日本出版文化協會

第十七回推薦圖書

日本出版文化協會では、三分として左の通り第十七回推薦圖書を發表しました。

書名	編著者	定價	發行所
ムカシバナ	和田三造	五五	東洋堂
三ビキノコグマ	千原三郎	五五	國民社
ボクらの貨物列車	石橋静江	一〇〇	合衆出版
鐵道守備隊	上田武	一〇〇	金の星社
クスマの花	小山正吉	二〇〇	泉屋
日本の米	永井三郎	一〇〇	大日本出版
蜂園の乙女	岩田照雄	一〇〇	朝日新聞
先史世界への熱情	村岡玄之助	二〇〇	岩波書店
黄土地帯	アングロイン	六〇〇	左右社
アイヌ政策史	高倉新一郎	七〇〇	日本評論
日本法理の自覺的展開	小野清一郎	三〇〇	有斐閣
現代ドイツ法學	カール・ラントツ	三〇〇	大東亞出版
北支那の農業と經濟	伊藤正徳	一〇〇	日本評論
交通統制論	大橋徳治	一〇〇	岩波書店
魚雷	大井上博	三〇〇	山海堂出版

最近の米蔣關係

宋美齡、米に泣きつく

宋美齡は昨年十一月二十七日、ワシントン着、五年前の負傷を治療のためと稱して直ちにニューヨークで入院、漸く二月四日にワシントンに出て來ました。米國側では、かねて對蔣援助の少いのが氣がさしてゐたので、この時とばかりに一舉に重慶側の信用を回復しようとする大膽な宣傳を開始し、ワシントン驛頭にはルーズヴェルト夫人が

出迎へ、ルーズヴェルトは驛の外で待つてゐるといふ大げさなことをし、各新聞も舉つて國貨蔣介石夫人としてもてはやし、大統領に出迎へられた支那婦人としては初めてであると煽つたのであります。

かうして得々とワシントン入りをした宋美齡に對し、各方面ではなほも彼女を持ち上げるのに忙しく、二月十七日のラジオでも、蔣夫人は茶支の結合を一層強固ならし

めるであらう。また夫人の公的、私的影響力は、米國の競争指導者を説得して二層の對支援助を得るに貢献することは疑ひない。蔣夫人は今まで米國に來たどの大使よりも一層成功の機會に恵まれてゐる。何となれば米英兩國の在支治外法權撤廢によつて、米支兩國關係はずつと明朗化してゐるからである。

さて宋美齡は、豫定通り二月十八日の米上院の兩院合同會議にのぞみ、先づ自分が少女時代、米國にゐたことからこの議會に來た時には自分の家に歸つたやうに思つたと追従をいひ、長々と駄辯を弄したのですが、要するに大西洋憲章を襲ひ、日本打倒を叫び、日本とその占領地は非常な大資源を有してゐるから、日本をこのまゝ放置すれば、日本はこれ等の資源を活用して強力となることを忘れてはならない。五ヶ年

半の長きに亘る對日戦争の経験から、今日の戦争で我々は失敗したとは思はず、むしろ聯合國の勝利のために光榮として戦つてゐると述べ、米國は是非とも重慶を援助すべしと泣訴したのであります。

翌十九日、宋美齡は大統領ルーズヴェルトと共に新聞記者團と會見し、また同じことを繰返したのですが、その際の大統領の逃げ工合の上手なことは後述の通りであります。

議會演説で得意になつた宋美齡は、大統領夫人とワシントンの募参りをすらし、或ひは方々の大歓迎會に出席するし、ニューヨークに歸つた彼女は、直ちに三月一日、ニューヨーク市長の歓迎會に出席し、大いに對蔣援助の必要を力説したのですが、宴の最中で失神したのは皮肉であります。尤もその後すぐ持直したものの、未だはつきりしないやうで、最近イギリス政府の招

きに對して、醫者が許せば行くと言音をいつたとも傳へられてゐます。

とにかく支那婦人としては最初の米議會演説のこととて、彼女自身は誠に得意に相違ありませんが、重慶のために果してどれだけの効果を來すかは、大きな疑問といはねばなりません。

口だけの對蔣援助

援蔣問題は、次に述べる對日攻勢の問題と表裏の關係にあります。勿論、これは重慶側で熱烈に要求してゐるところで、宋美齡の米議會演説も、つまりはこれに他なりません。

この問題は、從來から重慶側の不平不満と、これに對する米英側の口先だけの援助とから成り立つてゐるのであります。先づ重慶側の不平から述べてみますと、

「チェンノート指揮下の空軍は、十分な飛行機を有してゐないから大規模な防禦

作戦も攻撃作戦も出来ない。支那は長い

間聯合國が自國に多數の飛行機を供給してくれぬものと期待した。ところが残念なことに、支那の熱烈な期待と聯合國側の援蔣増大の約束にも拘はらず、支那の強力な空軍は、飛行機の不足から未だにその實現に及ばなかつたのである。若し支那大陸の空に百の輸送機と五百の爆撃機、戦闘機を活躍させるならば、支那戦線は忽ち一變するであらう。

現在、吾人は單にビルマに對する攻撃だけを要求してゐるのではない。吾人は日本本土ならびに支那占領地にある日本の産業中心地を襲撃する飛行機を要求してゐるのである。また支那に武器、彈藥、機械類を送る輸送機を要求してゐるのである。

などといひ、例の重慶の軍事使節熊式輝も米國ですつかり失敗した腹いせか、二月下旬、ロンドンで對日攻撃の急速實現を要求すると共に、對蔣援助を訴へてをりますし、また宋美齡も新

聞記者と會見の際、「支那の尤大な人的資源は、米の武器貸與さへあれば利用できます。支那は五ヶ年間、空軍の保護なくして戦つてゐるのであつて、支那といへども握り拳だけでは戦へません」と皮肉つてゐます。

また二月下旬に渡米した宋美齡の弟宋子文も、姉に劣らず「日本を支那から追放するには、數百機の飛行機があれば足りる。今や飛行機が最も重要なものとなつてゐるのに、日本本土を空襲する基地さへも許かされてゐる」といふ工合に、重慶側は一致して米國からの援助不足を喚びてゐるのであります。

米英側では、これ等の不満はよく承知してはゐるものの、聯合國全體の關係からなかつ、思ふやうには行かず、口先だけの援助を行つて來たのであります。が、議會で演説した宋美齡に何か示さねばなるまいといふところから、彼女

の演説前後から、やゝ活潑に援蔣が論ぜられ始めて來ましたが、勿論、今後口先だけのことであることは、事實の證明するところでありませぬ。

まづ二月十二日、ルーズヴェルトは對日攻勢を論じて、間接に援蔣をほめかしましたが、十五日には米國武器貸與局員フランクリン・レイが、

武器貸與法による物資や、支那側が現金で購入した物品および在支陸軍補給品は、數量にして七ヶ月分がインドに蓄積されてゐるが、これは貸與法によつて米國から送り出された對蔣物資全量の約半分が未だインドにとどまつて、月々實際に支那に空輸された物資は、軍事的地から比較的緊急とみられる種類のものだけに限られてゐる。印支間の空輸飛行機がもし大いに増強されてゐたならば、ビルマ陥落以後、從來よりも多くの援助物資が米國から支那に向け積出されてゐたであらう。

と悲觀的な報告を行ひ、この報告につい

て十七日のニューヨークの新聞は、レイの報告は我々を元氣づけるものではない。嘗てビルマ公路により實際に輸送された貸與物資の數量は、現在われわれの援蔣物資供給状況と同様に餘り芳しいものではなかつた、と從來の援助が口先だけであつたことを認めてゐます。ところが、それでも宋美齡歡迎の意味で援蔣論が次第に盛んとなつては來ましたが、その通り迅速に實行されるものでないことは、勿論であります。

しかし、とにかく二月十七日の米下院外交委員会で一議員が、「米國が生産する飛行機を十パーセント重慶に送り、更に五年だけ武器を貸與し、ビルマ路を再開して陸路支那に通ずる路を設けるに非ざれば、聯合國は極東の戦線において敗北を喫するであらう」と警告し、二十五日に下院外交委員会は、今年六月に終るべき武器貸與法の

一ヶ年延長と共に、對蔣援助強化の要ある旨を決議し、三月一日の上院外交委員会で武器貸與局長官ステチニアスは、「對蔣援助は今のところ物足りないが、これは主として輸送困難による。對蔣援助額の半分は目下インドにあるが、航空機がもつと自由になるまでは援助は制限されざるを得ない」等々と米国内でも、ともかく盛んに騒ぎ出しはしたものの、これが口先だけのものであることは、ワシントン駐在重慶特派員の次ぎの報告を見ればよく分ります。即ち、

「援蔣武器貸與と物資供給の強化の問題が議會で論議され、また支那軍に對する急進、有効な援助を與へる數々の好ましい論議が各紙の社説欄に表れたが、吾人は支那に飛行機と切實に必要な物資を一層多く供給する具體的な方法はないものか、或ひはかやうな方法が講ぜられないか、ればならないといふ感を深うせざるを得ない」

ない」といつて、米國側に何ら策のないことを歎いてをります。

對日進攻宣傳

もちろん、本問題に對して支那側が懸命に主張するのは當然で、カサブラシカ會談後、チャーチルが二月十一日、英下院での報告に對して支那側では、チャーチルが、今後九月以内に大規模な對日進攻案を決定せられたりと説明したが、その計畫の中には對日攻勢を含んであるのだから、われわれ支那人は、ドイツ艦隊第一主義に失望を禁じ得ない。若し今後九月の中に對日攻勢が除外されてゐるとすれば、極東戦線に對する言譯のない領土といはねばならぬ。と對日攻勢に對する聯合國側の意思を疑つてゐたのであります。ルーズヴェルトが十二日の演説で

「吾々は日本を單に島から島へと攻めて行く意思はない。支那から日本を驅逐す

るため、日本に對し大規模、決定的な行動に出るであらうし、支那上空は勿論、日本本土上空でも重要な行動をとるであらう。カサブラシカ會談と、重慶における英米會談で攻撃の決定的計畫が成立した。東京に通ずる道は多數ある。吾々は、そのいづれも無視しないであらう。」と見得を切つたのを、重慶側は得たりとばかりに喰ひつき、

「支那人の間には、米空軍がいつ日本に對して攻撃を開始するかについて多分の疑感がある。吾人は米國が日本に對して痛撃を加へんことを切望してやまない。若し日本軍部に蓄すに時間を以てするならば、百五十万の兵力を以て防衛されてゐる日本プロックは、食糧上も工業上も十分に自給自足の域に達するであらう。かゝる一大軍事國家を打破することは、今次戦争の全體を通じて最も長期に亘る最も困難な仕事となるであらう。」と思ひてをります。

米英側でも、日本が着々と不敗の態

勢を完成してゐるのを見るにつけ、また重慶側からの重なる泣訴にも促され、次第に對日戦を重要視し、在支米空軍司令官チェンノートなどは、

「カサブラシカ會談の結果、支那の戦局は頗る有望となつて来た。若し米國が全力を傾注すれば、戦争は本年中に終焉する可能性がある。即ち一たびドイツが破れるれば、米英支三國の協力によつて日本を急速に破ることが出来る。日本の指導者達もさう考へ始めてゐる。」と勝手に決めたり、

「米國が島傳ひに日本を攻撃する戦略を擧げた結果、支那に基地を有する空軍を以て直接日本の都市を爆撃する可能性が増大して来た」

などと、一向違ひを言つてをります。ところが、宋美齡がルーズヴェルトと一緒に記者團會見を行った際、彼女が握り拳だけでは戦へませんなどと泣訴してゐる最中に、彼ルーズヴェルトは、

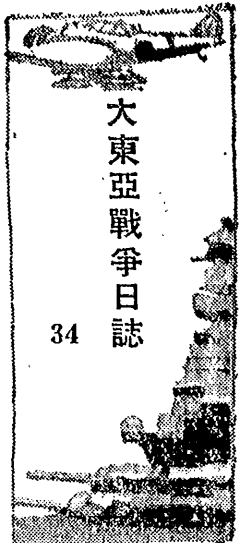
「支那を對日戦の基地として使用することは、戦争の進捗と共にますます重要となつて来た。これは日本をその本土において撃破することを意味する。問題は何時これを開始するかであるが、これは神が吾々に許させ給ふ限り出来るだけ速かにといふほかない。」

とうそびいてゐる有様であります。かやうな重慶の描く對日攻撃論は、なか／＼實現の運びに至りませんが、宋美齡の演説に對する中譯のためか、ボツ／＼對日進攻宣傳が始まつてをります。

例へば米陸軍次官バクソンは、「聯合軍は一致して對日攻撃に出づべし」といひ、ノックスはワシントン誕生記念日に、「支那は對日攻撃の基地なり。支那を基地とすることこそ、カサブラシカ及び重慶會談にうたはれた樞軸の無條件降伏の始めである」と豪語すると同時に、「蔣は支那のワシントンな

り」などといつて重慶に「チョッピリ追従し、例のギャロップの輿論調査でも、日本が今や米國の第一の敵と見られてゐること、またノックスが議會に提出したいはゆる七洋海軍建設等の中でも、日本本土を三月中旬に大爆撃するといつて、大いに氣勢をあげてゐるやうであります。

× × ×
宣傳ばかり上手な國が痛つてゐる敵側が、以上のやうにいろ／＼と援蔣とか、對日攻撃とか騒ぐのに少しも不思議はありませんし、また我々はこんなことには一々驚く必要のないことは勿論であります。敵が今年中に日本を撃滅すると宣傳するならば、われ／＼は宣傳せずに事實を以て、今年こそ敵米英を完全に撃破するのみであります。敵の宣傳に乗せられることなく、しかも油断することなく、我々は、大東亞戦争を勝ち抜かねばなりません。



大東亞戦争日誌

34

白昭和十八年一月二日
至同 一月十八日

一月三日(日) 土曜

南北戦線で敵機を撃退
二、ニューギニア島方面海軍航空部隊は、十二月三十日、三十一日に互りメラウケ（メロウ）島を攻撃、砲撃中の敵航空基地を破壊

二、ソロモン群島方面海軍航空部隊は、十二月三十一日から一月二日までムンダ、ラバウル、スルミ方面に來襲の敵機、延敷五十機を撃退、とくに一月二日、ムンダに來襲の敵三十機の中、地上砲火により六機を不帰還を撃退
三、噴霧島方面海軍航空部隊は、十二月三十日から一月一日に互り來襲の敵機と交戦、敵機五機を撃退、なほ所在部隊は、地上砲火によつて敵B51機を撃退

一月五日(火) 土曜

大陸の諸飛行場を猛襲

一月六日(水) 日曜

陸軍航空部隊は、一月一日には頼州(上海)を飛行場、軍事施設を、一月二日には永安(蘇州)市内の軍事施設、工場を、また一月四日には桂林(廣西)昭關、樂昌(廣東)の各飛行場、軍事施設を、さらに一月五日には韶關飛行場を猛襲

一月八日(金) 月曜

天原陸下、陸軍給糧兵式に觀臨

一月九日(土) 火曜

比島攻勢戦の三將校に個人盛状
比島攻勢戦に偉勳を著した偵察飛行中隊長堀内大尉、森田歩兵部隊中隊長山崎忠男大尉、秋田部隊本部長少尉に對し比島方面陸軍最高指揮官から盛状が授與され、上間に達した旨、陸軍省発表
北支軍山西方面十二月の戦果
遺棄死體一千七百、捕虜九百五十、擲弾二百六十、重機三〇、小銃六百八十、その他多数

一月八日(金) 月曜

天原陸下、陸軍給糧兵式に觀臨

天原陸下には、代々木練兵場に行幸あらせられ、陸軍各部隊の精銳を御初見あらせられた

一月九日(土) 火曜

中華民國、米英に宣戰布告
中華民國國民政府は、米英兩國に對し宣戰を布告したが、さらに日華兩國は戦争完遂についての協力に關する日華共同宣言、租界還付および治外法權撤廢等に関する新協定に調印した

一月十日(日) 水曜

南太平洋で四十二機を撃墜
海軍航空部隊は、一月五日以來、南太平洋方面で次ぎの戦果を挙げた
一、ソロモン群島方面、敵機二十二機を撃墜、わが方の自爆および未歸還三機
二、ニューギニア方面、敵機二十一機を撃墜、わが方の自爆および未歸還六機
長江下流一ヶ年の戦果
中支軍は、揚子江下流地域の治安を確保する一手段として掃蕩作戦を同時敢行して來たが、昨年中の総合戦果は次の通りである
交戦敵兵力五十三万、埋葬敵死體五万二千、捕虜二万五千、擲弾一万四千、重機砲八六、山砲一〇、洋砲一千二十九、迫撃砲二二、輕機六七九、小銃三万二千六百、わが方の戦死一千九百四十七

四月空襲は空母ホーネット

敵アメリカ海軍空母では、空母ホーネット(二万九千九百トン)、甲巡ノーザンブロン(九千五百トン)その他乙巡二隻、驅逐艦七隻を南太平洋方面で失つた旨を発表したが、空母ホーネットは、昨年四月十八日、わが本土を空襲した敵機部隊の主力であつたことが明らかになった

一月十二日(火) 土曜

陸軍航空部隊、南方の戦果
陸軍航空部隊は、南太平洋方面で優勢な敵と交戦しつゝ、我が地上作戦と海上輸送に協力中であるが、昨年十二月末以來、敵機三十四機を撃墜、三機を地上撃破した
わが方の損害、自爆および未歸還十機

一月十四日(木) 日曜

大別山中で敵五万を痛撃
中支軍は、昨年十二月下旬から敵第五戰區李宗仁麾下の約五万を大別山山系に包圍し、これを痛撃、その主要據點を潰滅した
遺棄死體約六千五百、俘虜約一千五百、火砲九、重機四、小銃二千四百、わが方の戦死三〇

一月十五日(金) 月曜

ソロモンで十六機を撃墜

海軍航空部隊は、ソロモン群島方面で十六機を撃墜

わが方の未歸還三機

一月十六日(土) 火曜

北支軍、昨年中の総合戦果
北支軍では、昨年中の総合戦果を次の通り発表した
遺棄死體十四万二千、俘虜十四万五千、擲弾約七万、山砲一〇、迫撃砲六百八十、重機一九二、輕機一千五百四十三、小銃八万八千
なほ、十二月中の総合戦果は、次ぎの通りである
遺棄死體八千五百、俘虜七千二百、山砲一、迫撃砲五七、重機六四、小銃五千二百

雲南で十三機を撃墜

陸軍航空部隊は、雲南驛飛行場を攻撃、敵機三機を撃墜、十機を地上撃破した。わが方の未歸還一機

一月十七日(日) 水曜

陸軍將兵に勳功行賞の御沙汰
大東亞戦争第四回勳功行賞(第三回)、支那事變第六十二回勳功行賞(第四回)の御沙汰があらせられたが、大陸で名譽の戦死を遂げた塚田攻大將は、殊勳甲として功一級を賜

インド航空基地を猛襲

陸軍航空部隊は、インドの敵航空基地フェニール、チャッタゴン兩飛行場を猛襲、フェニールでは敵機四機を撃墜、七機を地上撃破したが、さらに、敵の軍事施設フェニール五ヶ所、チャッタゴン四ヶ所を炎上せしめた
ラビで十三機を撃墜
海軍航空部隊は、敵航空基地ラビ(Ravi)を攻撃、敵機十三機を撃墜、六機を撃破、一機を撃墜、軍事施設十數ヶ所を爆破炎上

一月十八日(月) 木曜

グワアオ灣に偵察の水上偵察機に盛状
昨年一月十八日、グワアオ灣に在泊の我が艦艇を襲撃の敵双発爆撃機六機と交戦、單機よく敵の一機を撃墜、敵の企圖を破棄した山田秀夫兵曹長指揮の水上偵察機に對し山本聯合隊司令長官より盛状が授與され、上間に達した旨、海軍省発表

山東の呉將軍、我が方に降順

山東方面の抗日勢力の中樞をなしてゐた吳化文上將は、國民政府の参戰に感奮、部下四方を率ゐて和平陣營に投ずると共に、大東亞戦争への参戰を宣言した



2月抽籤 附金附 支拂開始期 3月1日 支拂場所 日本勸業銀行本支店、出張所・代理店及集配郵便局		貯蓄債券 報債債券		當籤番號表(其ノ八)		報債債券 10		報債債券 10		報債債券 10		報債債券 10		報債債券 10	
492367	492389	492406	492423	492440	492457	492474	492491	492508	492525	492542	492559	492576	492593	492610	492627
88351	88352	88353	88354	88355	88356	88357	88358	88359	88360	88361	88362	88363	88364	88365	88366
93118	93119	93120	93121	93122	93123	93124	93125	93126	93127	93128	93129	93130	93131	93132	93133
93134	93135	93136	93137	93138	93139	93140	93141	93142	93143	93144	93145	93146	93147	93148	93149
93150	93151	93152	93153	93154	93155	93156	93157	93158	93159	93160	93161	93162	93163	93164	93165
93166	93167	93168	93169	93170	93171	93172	93173	93174	93175	93176	93177	93178	93179	93180	93181
93182	93183	93184	93185	93186	93187	93188	93189	93190	93191	93192	93193	93194	93195	93196	93197
93198	93199	93200	93201	93202	93203	93204	93205	93206	93207	93208	93209	93210	93211	93212	93213
93214	93215	93216	93217	93218	93219	93220	93221	93222	93223	93224	93225	93226	93227	93228	93229
93230	93231	93232	93233	93234	93235	93236	93237	93238	93239	93240	93241	93242	93243	93244	93245
93246	93247	93248	93249	93250	93251	93252	93253	93254	93255	93256	93257	93258	93259	93260	93261
93262	93263	93264	93265	93266	93267	93268	93269	93270	93271	93272	93273	93274	93275	93276	93277
93278	93279	93280	93281	93282	93283	93284	93285	93286	93287	93288	93289	93290	93291	93292	93293
93294	93295	93296	93297	93298	93299	93300	93301	93302	93303	93304	93305	93306	93307	93308	93309
93310	93311	93312	93313	93314	93315	93316	93317	93318	93319	93320	93321	93322	93323	93324	93325
93326	93327	93328	93329	93330	93331	93332	93333	93334	93335	93336	93337	93338	93339	93340	93341
93342	93343	93344	93345	93346	93347	93348	93349	93350	93351	93352	93353	93354	93355	93356	93357
93358	93359	93360	93361	93362	93363	93364	93365	93366	93367	93368	93369	93370	93371	93372	93373
93374	93375	93376	93377	93378	93379	93380	93381	93382	93383	93384	93385	93386	93387	93388	93389
93390	93391	93392	93393	93394	93395	93396	93397	93398	93399	93400	93401	93402	93403	93404	93405
93406	93407	93408	93409	93410	93411	93412	93413	93414	93415	93416	93417	93418	93419	93420	93421
93422	93423	93424	93425	93426	93427	93428	93429	93430	93431	93432	93433	93434	93435	93436	93437
93438	93439	93440	93441	93442	93443	93444	93445	93446	93447	93448	93449	93450	93451	93452	93453
93454	93455	93456	93457	93458	93459	93460	93461	93462	93463	93464	93465	93466	93467	93468	93469
93470	93471	93472	93473	93474	93475	93476	93477	93478	93479	93480	93481	93482	93483	93484	93485
93486	93487	93488	93489	93490	93491	93492	93493	93494	93495	93496	93497	93498	93499	93500	93501
93502	93503	93504	93505	93506	93507	93508	93509	93510	93511	93512	93513	93514	93515	93516	93517
93518	93519	93520	93521	93522	93523	93524	93525	93526	93527	93528	93529	93530	93531	93532	93533
93534	93535	93536	93537	93538	93539	93540	93541	93542	93543	93544	93545	93546	93547	93548	93549
93550	93551	93552	93553	93554	93555	93556	93557	93558	93559	93560	93561	93562	93563	93564	93565
93566	93567	93568	93569	93570	93571	93572	93573	93574	93575	93576	93577	93578	93579	93580	93581
93582	93583	93584	93585	93586	93587	93588	93589	93590	93591	93592	93593	93594	93595	93596	93597
93598	93599	93600	93601	93602	93603	93604	93605	93606	93607	93608	93609	93610	93611	93612	93613
93614	93615	93616	93617	93618	93619	93620	93621	93622	93623	93624	93625	93626	93627	93628	93629
93630	93631	93632	93633	93634	93635	93636	93637	93638	93639	93640	93641	93642	93643	93644	93645
93646	93647	93648	93649	93650	93651	93652	93653	93654	93655	93656	93657	93658	93659	93660	93661
93662	93663	93664	93665	93666	93667	93668	93669	93670	93671	93672	93673	93674	93675	93676	93677
93678	93679	93680	93681	93682	93683	93684	93685	93686	93687	93688	93689	93690	93691	93692	93693
93694	93695	93696	93697	93698	93699	93700	93701	93702	93703	93704	93705	93706	93707	93708	93709
93710	93711	93712	93713	93714	93715	93716	93717	93718	93719	93720	93721	93722	93723	93724	93725
93726	93727	93728	93729	93730	93731	93732	93733	93734	93735	93736	93737	93738	93739	93740	93741
93742	93743	93744	93745	93746	93747	93748	93749	93750	93751	93752	93753	93754	93755	93756	93757
93758	93759	93760	93761	93762	93763	93764	93765	93766	93767	93768	93769	93770	93771	93772	93773
93774	93775	93776	93777	93778	93779	93780	93781	93782	93783	93784	93785	93786	93787	93788	93789
93790	93791	93792	93793	93794	93795	93796	93797	93798	93799	93800	93801	93802	93803	93804	93805
93806	93807	93808	93809	93810	93811	93812	93813	93814	93815	93816	93817	93818	93819	93820	93821
93822	93823	93824	93825	93826	93827	93828	93829	93830	93831	93832	93833	93834	93835	93836	93837
93838	93839	93840	93841	93842	93843	93844	93845	93846	93847	93848	93849	93850	93851	93852	93853
93854	93855	93856	93857	93858	93859	93860	93861	93862	93863	93864	93865	93866	93867	93868	93869
93870	93871	93872	93873	93874	93875	93876	93877	93878	93879	93880	93881	93882	93883	93884	93885
93886	93887	93888	93889	93890	93891	93892	93893	93894	93895	93896	93897	93898	93899	93900	93901
93902	93903	93904	93905	93906	93907	93908	93909	93910	93911	93912	93913	93914	93915	93916	93917
93918	93919	93920	93921	93922	93923	93924	93925	93926	93927	93928	93929	93930	93931	93932	93933
93934	93935	93936	93937	93938	93939	93940	93941	93942	93943	93944	93945	93946	93947	93948	93949
93950	93951	93952	93953	93954	93955	93956	93957	93958	93959	93960	93961	93962	93963	93964	93965
93966	93967	93968	93969	93970	93971	93972	93973	93974	93975	93976	93977	93978	93979	93980	93981
93982	93983	93984	93985	93986	93987	93988	93989	93990	93991	93992	93993	93994	93995	93996	93997
93998	93999	94000	94001	94002	94003	94004	94005	94006	94007	94008	94009	94010	94011	94012	94013
94014	94015	94016	94017	94018	94019	94020	94021	94022	94023	94024	94025	94026	94027	94028	94029
94030	94031	94032	94033	94034	94035	94036	94037	94038	94039	94040	94041	94042	94043	94044	94045
94046	94047	94048	94049	94050	94051	94052	94053	94054	94055	94056	94057	94058	94059	94060	94061
94062	94063	94064	94065	94066	94067	94068	94069	94070	94071	94072	94073	94074	94075	94076	94077
94078	94079	94080	94081	94082	94083	94084	94085	94086	94087	94088	94089	94090	94091	94092	94093
94094	94095	94096	94097	94098	94099	94100	94101	94102	94103	94104	94105	94106	94107	94108	94109
94110	94111	94112	94113	94114	94115	94116	94117	94118	94119	94120	94121	94122	94123	94124	94125
94126	94127	94128	94129	94130	94131	94132	94133	94134	94135	94136	94137	94138	94139	94140	94141
94142	94143	94144	94145	94146	94147										

報週

號日四十二月三

敵の企圖する日本空襲
大型焼夷弾の防護心得
戦争死亡傷害保険問答
防空を強化せよ
決戦下の船員待遇問題
戦争生活例 隣組の婦人内職
四月の常會の頁

336 號

五錢

昭和十八年三月十四日發行

週報は民翼賛の道しるべ

2月抽籤貯蓄債券 當籤番號表(其ノ七)
割増金附 報國債券 3月1日
支拂開始期 3月1日
支拂場所 日本勸業銀行本支店、出張所・代理店及集配郵便局
全當籤番號掲載紙 官報、債券時報號外
(番號表中太字・同類、括弧内金額・割増金)
昭和十八年2月 大藏省・日本勸業銀行

16024	21154	25948	31544	37974	43206
16113	21181	26132	31811	38225	43560
16131	21273	26183	31987	38718	43962
16316	21319	26248	32115	39203	44364
16394	21328	26342	32338	39690	44802
16597	21346	26650	32440	39822	45113
16573	21423	26663	32521	39874	45496
16632	21466	26700	32666	39918	44000
16643	21507	26747	32848	39928	44082
16644	21624	26799	32881	39931	44084
16681	21658	26862	32956	39949	44106
16699	21664	26945	32999	39952	44175
605	6463	10823	16776	21666	27031
621	6531	10870	16876	21819	27057
727	6772	11083	16964	21904	27065
754	5781	11141	17096	22095	27097
789	6807	11144	17301	22238	27155
955	6919	11147	17325	22317	27316
976	6977	11376	17374	22412	27435
1223	7003	11426	17587	22422	27591
1299	7181	11526	17506	22707	27618
1309	7257	11534	17546	22838	27750
1332	7274	11567	17701	22894	28051
1388	7375	11643	17731	22944	28063
1465	7545	11675	17862	23056	28073
1588	7647	11687	17870	23110	28146
1761	7657	11708	17924	23140	28360
1762	7728	11774	17931	23144	28375
1844	7804	11777	18004	23176	28422
1898	7816	11797	18106	23206	28457
1962	7948	11990	18206	23245	28445
2083	8070	12193	18222	23368	28486
2181	8072	12208	18355	23452	28568
2297	8152	12264	18376	23538	28575
2411	8158	12354	18440	23564	28579
2584	8218	12378	18528	23660	28591
2687	8246	12376	18635	24001	28621
2702	8280	12482	18886	24036	28641
2787	8375	12791	18987	24122	28813
2803	8409	12991	19032	24134	29062
2873	8494	13019	19136	24179	29130
2886	8623	13223	19133	24197	29140
2899	8630	13225	19437	24206	29168
2947	8655	13249	19481	24216	29242
3002	8768	13322	19502	24264	29245
3093	8828	13654	19525	24354	29330
3233	8915	13945	19605	24389	29423
3327	9012	14178	19618	24440	29433
3371	9021	14188	19691	24584	29474
3404	9090	14245	19715	24597	29604
3469	9162	14283	19727	24621	29685
3712	9376	14320	19735	24665	29769
3881	9425	14350	19770	24750	29833
4056	9518	14350	19770	24750	29833
4305	9527	14374	19984	24885	29845
4318	9542	14406	20004	24954	30004
31423	4328	9704	14411	20028	24970
35415	4412	9762	14415	20042	25009
40287	4742	9910	14434	20274	25110
42427	4918	9917	14443	20345	23180
68690	5028	9970	14499	20379	25191
73067	5077	9984	14509	20523	25209
90009	5167	10056	14788	20532	25223
(四等)	5178	10095	14794	20560	25224
割増金	5242	10234	14830	20581	25281
(三等)	5299	10321	14836	20607	25292
割増金	5332	10417	14882	20632	25306
(二等)	5386	10434	15044	20641	25319
割増金	5418	10511	15302	20694	25351
割増金	5543	10514	15491	20822	25356
割増金	5664	10621	15522	20835	25437
割増金	5718	10660	15637	20845	25597
189	5825	10664	15661	20905	25631
332	5881	10684	15780	21015	25683
335	5842	10703	15819	21031	25684
444	6008	10716	15844	21057	25735
509	6393	10741	15956	21091	25782
532	6435	10802	16004	21139	25853

内閣印刷局印刷發行

(本書の大きさは国定規格[A5]判)